

**最高人民法院**  
**「電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する指導意見」**  
**(意見募集稿) 意見募集表**

会社名： 一般社団法人 日本国債知的財産保護協会

担当者： 辻居 幸一

意見項目	修正提案 (修正部分赤)	修正理由
9	<p>9. プラットフォーム内事業者が電子商取引法第四十三条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に提出する侵害行為が存在しない旨の声明には、一般的に、有効なプラットフォーム内事業者の情報、正確に特定できる必要な措置の終止を要請する商品又はサービスの情報、正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠、電子商取引プラットフォームに終止を要請する具体的な措置、声明の真実性に関する保証等が含まれる。声明は、文書によるものでなければならない。</p> <p style="color: red;">電子商取引プラットフォーム運営事業者は、知的財産権利者に声明を転送する前に、その中身の真実性につき第一次的な確認を行うものとし、真実性について明らかな疑義がないもののみを声明として扱うものとする。</p> <p>声明が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比説明等に関する資料の提出を要請することができる。</p>	<p>実務上、プラットフォーム内事業者から侵害行為が存在しない旨の反論が提出されることが多くある。</p> <p>しかし、それらの反論の中には虚偽の情報を含むものや反論の体裁をなしていないものが多く存在し、そのようなものも一律に声明と解釈されると、行政機関、司法部門および権利者の負担が過度に増大する恐れがある。</p> <p>そのため、電子商取引プラットフォーム運営事業者が、初歩的な証拠の真実性について第一次的な確認を行い、真実性について明らかな疑義がないもののみ声明として扱うものとすることを提案する。</p>
11	<p>11. 電子商取引プラットフォーム運営事業者が、プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、25 営業日 (知的財産権利者が外国法人であって、当該知的財産権利者が合理的期間の延長を要求した場合には、その合理的期間を加えた期間。) 以内に、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていない場合、講じているリンク削除、ブロック、解除等の撤去措置を速やかに終了されなければならない。</p>	<p>知的財産権利者が外国法人の場合には、訴訟代理人等に対し授權証 (POA) を発行し、更に公証手続および領事認証手続が必要となる。公証・認証手続および国際郵送等に一定期間 (25 営業日を超える) を要する可能性もあるため、外国法人の場合には、期間延長できる旨の規定の追加を提案する。</p>

<p>16</p>	<p>16. 電子商取引プラットフォーム運営事業者が下記の事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、同事業者が侵害行為の存在を「知るはずであった」と認定することができる。知的財産権保護に関する規則の制定、プラットフォーム内事業者の経営資格に関する審査等の法定義務を履行していない場合、プラットフォーム内の「旗艦店（フラッグシップショップ）」、「専営店（フランチャイズ・ディーラー）」<b>またはこれらに相当する文字</b>を表示する事業者の権利証明を審査していない場合、有効な技術的手段をとって「高倣（高精度なブランドコピー）」、「仮貨（模倣品）」等の文字を含む侵害商品へのリンク、苦情成立後にも再び陳列された侵害商品へのリンクについてフィルタリングやブロック等を行っていない場合等。</p>	<p>プラットフォーム内で規定されている文字については、プラットフォームごとに異なることから、「旗艦店（フラッグシップショップ）」「専営店（フランチャイズ・ディーラー）」に限定されず、これらに相当する文字も追加することを提案する。</p>
-----------	--	---